令和３年度第２回三春町農業委員会議事録

１　令和３年５月１７日（月）午後４時１５分より三春町役場２階大会議室において平成３年度第２回三春町農業委員会を開催した。

２　出席委員　　10名

１番　影山　明夫	２番　市川　勝一	３番　増子　弘子
４番　橋本　正亀	７番　本田　儀勇	８番　加藤不二夫
９番　山村　謙二	１１番　影山　和男	１２番　橋本　一三
１３番　松崎　正夫		

３　欠席委員　　3名

５番　橋本　三郎	６番　佐藤　久美	１０番　佐藤　芳吉

４　事務局からの出席者　　3名

事務局長：鴫原　健二

事務局次長：久保田浩

主任主査兼農林グループ長：宗像哲志

５　審議案件

議案第４号	現況確認証明申請について
議案第５号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第６号	農地法第４条の規定による許可申請について
議案第７号	農地法第５条の規定による許可申請について
議案第８号	三春農業振興地域整備計画の変更について

６　事務局より、農業委員会に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２１条第３項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

７　議長指名により議事録署名人を選任した。

７番　本田　儀勇　委員　　８番　加藤不二夫　委員

8　議事

事務局長：　それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第４号　　現況確認証明申請について

議　長：　これより議事に入ります。

「議案第４号　現況確認証明申請について」を議題とします。

No.1、No2及びNo3は隣接しているため一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：　この３件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、町浄水場を右手に見て、約300m東に向かった場所です。

事務局：　（議案朗読）

議　長：　現地調査をした１番影山明夫委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　１番　　影 山　明 夫　委員、現地調査報告

４月３０日午後２時３０分から、5番橋本委員、10番佐藤委員及び事務局において、３筆一括して調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、いずれも雑草が茂り法面の一部となっていることから、農地として耕作することは困難な場所と言え、非農地証明の対象と判断されます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし。

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議　長：　次にNo4を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：　この申請は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、鷹巣地区公民館の南側の一体です。

事務局：　（議案朗読）

議　長：　現地調査をした９番山村謙二委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　９番　　山 村　謙 二　委員、現地調査報告

４月３０日午後４時から、13番松崎会長、影山推進委員及び事務局において、調査を行い、申請書を確認しました。

富作と畑中地内の４筆はいずれも、桑の木や雑草が茂っており荒廃化している状態で、農地に復元することは困難と言えます。また、泉田地内の１筆は、大部分が法面となっていて雑木が育ち、雑草が茂っているため、農地としての利用は困難であると言えます。

そのため、いずれも非農地証明の対象と判断されます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし。

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。

この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議　長：　次にNo５を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：　この申請は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、郡山市と隣接する下舞木間明田団地内の一画です。

事務局：　（議案朗読）

議　長：　現地調査をした３番増子弘子委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　３番　　増 子　弘 子　委員、現地調査報告

４月２８日午後２時から、１１番影山委員、増子推進委員及び事務局において、調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、傾斜と段差があるうえに、背丈の高い雑草が茂っており荒廃化している状態で、農地に復元することは困難と言えることから、非農地証明の対象と判断されます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし。

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。

この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議　長：　次にNo６を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：　この申請は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、旧三春工業㈱から100mほど北に向かった場所です。

事務局：　（議案朗読）

議　長：　現地調査をした４番橋本正亀委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　４番　　橋 本　正 亀　委員、現地調査報告

４月３０日午後１時３０分から、６番佐藤委員、渡辺推進委員及び事務局において、調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、篠竹が伸び、背丈の高い雑草も茂っており荒廃化している状態で、農地に復元することは困難と言えることから、非農地証明の対象と判断されます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし。

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第５号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議　長：　「議案第５号　農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

No1とNo2は隣接しているため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局：　この案件は、農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、先ほどの議案第4号No6に隣接した場所です。

事務局：　（議案朗読）
今回、①②とも３条による申請で、親から子への贈与になります。本来は、耕作を目的とした贈与となりますが、今回の申請は、農地の有効活用を目的としており、次回委員会において、現況確認証明申請がなされ、その後、太陽光発電施設としての利用が見込まれています。
この２筆の申請者は、現在、経営移譲年金を受給しています。そのため、本人名義のままで現況確認証明を申請した場合、年金停止要件に該当し、年金が停止されてしまいます。そのため、一旦、子に贈与して、現況確認証明した場合は、年金が停止されないため、今回の申請となっています。

議　長：　現地調査をした４番橋本正亀委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　４番　　橋 本　正 亀　委員、現地調査報告

４月３０日午後１時３０分から、６番佐藤委員、渡辺推進委員及び事務局において、調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、篠竹が伸び、背丈の高い雑草が茂っており荒廃化している状態となっています。
しかしながら、申請者の農業者年金の継続と農地の有効活用の観点から、許可することは止むを得ないものと思われます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議　長：　続いて、No3について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局：　この案件は、農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、先ほどの旧三春工業株式会社の約300m手前を左折して北に向かった郡山市との市町境付近です。

事務局：　（議案朗読）
この申請者も、現在、経営移譲年金を受給しているため、考え方と土地の活用については、先ほどと全く同じ内容となっています。

議　長：　現地調査をした４番橋本正亀委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　４番　　橋 本　正 亀　委員、現地調査報告

４月３０日午後２時から、６番佐藤委員、渡辺推進委員及び事務局において、調査を行い、申請書を確認した。
申請地は、雑木や背丈の高い雑草が茂っており荒廃化している状態となっています。
しかしながら、申請者の農業者年金の継続と農地の有効活用の観点から、許可することは止むを得ないものと思われます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし。

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第６号　　農地法第４条の規定による許可申請について

議　長：　「議案第６号　農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：　この案件は、農地法第４条第１項の規定に基づく許可申請により、農地を農業用倉庫に転用しようとするものです。
場所は、有限会社ワタショウがある手前のT字路を右折して１００ｍほど東に進んだ左側です。

事務局：　（議案朗読）追認申請であることを説明
今回の申請は、昭和５０年頃に建設した農業用倉庫の追認申請になります。制度上、農業用倉庫でも、２００㎡を超える場合は転用申請が必要です。
今回、北側の自己所有の農地転用申請に際し、本倉庫の転用申請されていないことが発覚したことから、今回の申請になり、顛末書も提出されています。

議　長：　現地調査をした１１番 影山和男委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　１１番　　影 山　和 男　委員、現地調査報告

委　員：　４月２８日午後２時３０分から、３番増子委員、増子推進委員及び事務局において調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、すでに農地ではなく、農業用倉庫が建設されていました。
本来であれば、農地を転用する際に、今回の４条申請が必要であり、それが行われなかったことは、制度に反し、誠に遺憾であると言えます。
しかしながら、深く反省している旨が記載されている顛末書が提出されているとともに、この申請により、正しい状態に改善されることから、この転用申請はやむを得ないものと思われます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第７号　　農地法第５条の規定による許可申請について

議　長：　「議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

初めに、Ｎｏ１について事務局の説明を求めます。

事務局：　この案件は、農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請で、農地を駐車場に転用しようとするものです。
場所は、先ほどの議案第６号の北側です。

事務局：　（議案朗読）

議　長：　現地調査をした１１番 影山和男委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　１１番　　影 山　和 男　委員、現地調査報告

委　員：　４月２８日午後２時３０分から、３番増子委員、増子推進委員及び事務局において調査を行い、申請書を確認しました。
申請地の東側は町道、南側は農業用倉庫となっていますが、北側と東側は農地となっています。しかし、申請地は駐車場としての利用のため、周辺農地への日照や通風などの影響はなく、この転用はやむを得ないものと思われます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議　長：　次に、Ｎｏ２について、事務局から説明を求めます。

事務局：　この案件は、農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請により、農地を住宅及び駐車場に転用しようとするものです。
場所は、下舞木字石崎地内のセブンイレブンから見て、北に１００ｍほど向かった場所です。

事務局：　（議案朗読）

議　長：　現地調査をした１１番 影山和男委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　１１番　　影 山　和 男　委員、現地調査報告

委　員：　４月２８日午後２時００分から、３番増子委員、増子推進委員及び事務局において調査を行い、申請書を確認しました。
申請地の北側、西側及び南側は宅地となっており、東側のみ小さな農地がありますが、耕作されておらず、農地の蚕食分断や周辺農地への悪影響はなく、この転用はやむを得ないものと思われます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議　長：　次に、Ｎｏ３について、事務局からの説明を求めます。

事務局：　この案件は、農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請により、農地を一般住宅に転用するものです。
場所は、八島台地内こころ斎苑からみて100ｍほど東側の場所です。

事務局：　（議案朗読）

議　長：　現地調査をした７番 本田儀勇委員から現地調査の結果を報告してください。

委　員：　７番　　本 田　儀 勇　委員、現地調査報告

委　員：　４月２８日午後３時００分から、事務局と調査を行い、申請書を確認しました。
申請地の北側、東側及び南側は宅地となっており、西側のみ自己所有の農地となっていますが、耕作されておらず、農地の蚕食分断や周辺農地への悪影響はなく、この転用はやむを得ないものと思われます。以上、現地調査の報告といたします。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一　同：　質問、意見等なし

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第８号　　三春農業振興地域整備計画の変更について

議　長：　「議案第８号　三春農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局：　これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、三春町長より本計画の変更に対し意見を求められたものです。
変更に係る除外申し出は、通常、農地転用を前提としており、また重要議案でありますので、委員皆さんで現地調査を行っていただきました。

申請者の家族３人で車を４台保有し、現住所に居住し農業をしながら会社勤めをしています。今の住居が古く建て替えたいが、高台にあり前後が急傾斜になっているため建築確認が取れず、進入路も狭く坂が長く危険なうえに管理が大変なため、新しく住居を建築するための申請となっています。

事務局：　（議案朗読）

また、農振除外に係る要件としては、申請地は、①農用地以外の用途への適正性は問題なし、②農用地の集団化への影響については、周囲が農地となっていることから日照、通風など影響が全くないとは言えない。③農用地の利用集積への支障についても影響が全くないとは言えない。④土地改良施設の有する機能への支障はない。という状況です。
除外要件を総合的に見れば、少しの支障はあるものの、全体としては満たしていると言えるのではないかと思います。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明について質問はございませんか。

一　同：　質問、意見等無し

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この変更計画について、支障なしとすることに異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、支障なしとすることに決定いたします。

議　長：　次に、No2について事務局の説明を求めます。

事務局：　この申請は、三春町及び周辺地域での携帯電話サービスの通話品質向上や、自然災害時や病気・事故などの緊急連絡などに活用するための手段として、携帯電話基地局を設置しようとする内容です。

事務局：　（議案朗読）

また、申請地は、農用地以外の用途への適正性、農用地の集団化への影響の有無、農用地の利用集積への支障の有無などについて、除外すべき判断基準はすべて満たしています。
なお、本日、除外が認められた場合は、携帯電話基地局は公共性が高いことから、農地法５条に基づく転用申請が不要とされ、県への計画書の提出のみとなります。

議　長：　ただいまの、事務局からの説明について質問はございませんか。

一　同：　質問、意見等無し

議　長：　質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この変更計画について、支障なしとすることに異議ありませんか。

全　員：　異議なし。

議　長：　異議がないようですので、この案件を、支障なしとすることに決定いたします。

議　長：　本日の審議案件は以上でありますので、第２回三春町農業委員会を終了いたします。

９　令和３年度第２回三春町農業委員会を午後５時０５分に閉会した。

本会議録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７番委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

８番委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿